STANDARD
TOKYO

２０２６年１１月１０日

各　　位

会 社 名　　セ ン コ ン 物 流 株 式 会 社
代表者名　代表取締役会長兼社長　久保田 賢二
（コード：9051　東証スタンダード市場）
問合せ先　専務取締役
管理本部長　柴 崎 敏 明
（TEL. 022－382－6127）

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、過年度に提出した第65期（2024年３月期）から第67期（2026年３月期）の内部統制報告書について財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備が存在していたことが判明したため、本日、金融商品取引法第24条の４の５第１項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を東北財務局に提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備

当社は、本日公表の「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」に記載のとおり、過年度の役員退職慰労引当金の計上額に誤謬があることを確認したため、過年度の決算を訂正するとともに、2024年３月期から2026年３月期までの有価証券報告書及び2025年３月期から2026年３月期までの半期報告書について、訂正報告書を提出いたしました。当該誤謬は、当社及び連結子会社１社において、役員退職慰労引当金の算定に当たり、内規に基づく期末要支給額が適切に算定されていなかったことによるものであります。

当社グループでは、算定資料と振替伝票又は勘定残高との照合及び上位者による承認等の手続を設けておりましたが、内規に定める算定方法と実際の算定方法との整合性並びに役員報酬額の改定等が期末要支給額に適切に反映されていることを確認する手続が十分に整備されておりませんでした。その結果、役員退職慰労引当金の算定に係る誤謬を適時に防止又は発見することができなかったことから、役員退職慰労引当金に関する決算・財務報告プロセスに、開示すべき重要な不備が存在していたと判断いたしました。

2. 事業年度末までに是正できなかった理由

当該誤謬及びその原因となった内部統制上の不備を認識した時期が、当連結会計年度末日後となったためであります。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、役員退職慰労金に係る内規の解釈及び適用方法の明確化、算定に用いる基礎データ及び計算過程の確認手続の整備並びに上位者による算定結果の検証体制の見直しを進め、これらの改善を通じて、役員退職慰労引当金の算定に関する決算・財務報告プロセスに係る内部統制を強化し、財務報告の信頼性を確保してまいります。

4. 連結財務諸表及び財務諸表に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項については、訂正後の連結財務諸表及び財務諸表に適切に反映しております。

5. 連結財務諸表及び財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以 上